

(公印省略)  
福指第 1434 号  
令和5年3月17日

介護サービス事業所 管理者 様  
高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 令和5年度介護職員処遇改善加算等に係る届出について（通知）

平素より福岡市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について、下記のとおり通知しますので、職員の皆さまの処遇の向上のため積極的な取得をお願いします。

なお、様式については令和5年度の様式にて届出をお願いします。

### 記

#### 1. 対象事業所

令和5年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する事業所

#### 2. 提出期限（令和5年4月または令和4年5月から算定希望の場合）

**令和5年4月14日（金）（必着）**

※ 提出期限を過ぎた場合には、令和5年4月及び令和5年5月からの算定は認められず、通常通りのスケジュールとなります。（算定開始月の2か月前の末日までに提出）

#### 3. 提出書類・届出様式等 ※作成の際には**必ず記入例を熟読**ください

① 処遇改善計画書（別紙様式2-1）

② 施設・事業所別個表（別紙様式2-2、3、4）

※ 別紙様式2-2、3、4については、算定する加算に該当するものをそれぞれ作成してください。

（算定しない加算に係る様式の作成は不要です。）

※ 届出様式は、福岡市ホームページよりダウンロードできます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き > 介護職員処遇改善加算の届出等について > 2 届出

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302_2.html)

#### 4 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に計画書データを送信してください。

※計画書データは、**必ずExcel形式のままメール添付し**、送信してください。

##### <提出専用メールアドレス>

[kkk@aso-education.co.jp](mailto:kkk@aso-education.co.jp)

##### <提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】処遇改善加算計画書 (高齢)

##### <メール件名>

【(法人名または事業所名)】処遇改善加算 (高齢) の計画届出について

##### <本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先 (電話番号) を記載すること。

- ※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。
- ※ **当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しません**のでご了承ください。
- ※ **件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けません**ので、ご了承ください。
- ※ **本加算につきましては、提出専用メールアドレスでの受信をもって受付とします**ので、ご了承ください。
- ※ 提出期限内に、データの差替・添付ミス等により、メールの再送信をする場合には、メール件名の先頭に「再送信」と記載してください。

#### 5 届出・内容に関する質問等について

質問等は、**専用入力フォーム** (下記参照) から入力してください。

- ※ **電話・メールでの問い合わせは受け付けません**ので、ご了承ください。
- ※ 回答までにお時間をいただくことがあります。

##### 【質問専用入力フォーム 掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き  
> 介護職員処遇改善加算の届出等について  
> 2 届出 > (2) 質問

- ※ Microsoft Forms を使用して入力フォームを作成しています。  
入力フォームが表示されない場合、「forms.office.com」と表示された箇所をクリックすると入力フォームに遷移します。
- ※ 質問への回答は入力があったメールアドレス宛に送信します。

- ※ **特定加算 I を算定するには、要件となる加算区分 (サービス提供体制強化加算の I・II 等) の届出が必要です。**要件となる加算区分の**加算届出書 (鏡) の写しを必ずメールに添付してください。**令和 5 年 4 月より新たに算定するものとして届け出る場合には、申請中の届出書 (鏡) の写しで構いません。

## 6. 留意事項

- ・本加算の計画書等の提出にあたっては『介護保険最新情報Vol.1133（老発0301第2号「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）』を必ずご一読の上、本加算制度の趣旨・内容を理解した上で提出ください。

- ・計画書等の様式は、令和4年度の内容から変更されています。**記入例を必ず参照の上、新様式にて作成してください。**

### **※令和4年度様式での提出は受け付けません。**

- ・複数の事業所をまとめて届け出る場合において、**福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても届出が必要**になります。

### **※福岡市から指定を受けている事業所で算定希望の場合は、指定権者に福岡市と記載してください。**

記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。

### **※総合事業については、記載例で示している通り、別に行を分けて記載する必要があります。記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。**

- ・複数の事業所をまとめて届出される法人において、令和5年5月以降に新たに事業所を開設する場合には、新規事業所に関しては、別紙様式2-2、2-3及び2-4に掲載せず、新規事業所申請の際に別途届出を行って下さい。
- ・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。

- ① **指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。**
- ② **計画書への虚偽記載**（算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど）**や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。**

**※運営指導等で証明資料の提示を求める場合があります。**

#### 【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

電話：711-4257 FAX：726-3328